

## ○対象となる住宅

以下の全てを満たす市内の住宅

- 申請者が居住している住宅
- 申請者または申請者の2親等以内の親族が所有する住宅
- 住宅用火災警報器設置済みまたは設置予定の住宅
- 令和3年度住宅リフォーム事業を利用していない住宅等

### ※住宅用火災警報器

平成23年6月1日から宮崎県内全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

設置が必要な箇所は寝室・階段（寝室が2階以上にある場合）等です。

古くなると電子部品の需要や電池切れなどで火災を検知しなくなることがありますので点検・交換を行いましょう。

## ○補助対象工事

以下の全てを満たす工事

- 市内の登録事業者が施工する工事
- 工事経費が20万円以上の工事
- 次に掲げるいずれかに該当する工事
  - (1) 住宅の増改築、修繕又は補修のための工事
  - (2) 屋根、外壁、内壁の塗り替え等の模様替え工事
  - (3) 住宅に付属する設備の設置、修繕補修工事
  - (4) 住宅への防犯機能の付加又は強化のための工事
  - (5) 単独処理浄化槽（管渠切替のみは除く）、汲み取り式便所からの公共下水道および農業集落排水への切替工事
  - (6) 住宅及びこれに付属する施設の太陽光発電システム及び家庭用蓄電池の設置に関する工事（収益を得る場合(売電等)の製品購入費用は除く）



### ※登録事業者（以下のどちらかに該当）

市内に主たる事業所等(本店・支店)を2年以上有し、継続して事業を実施している事業者で、登録工事店届出書を提出し、登録を受けた事業者

市内に主たる事業所等(本店・支店)を有する、いずれかに該当する者

①都城市競争入札参加資格業者

②都城市小規模修繕契約登録業者

③都城市下水道排水設備等指定工事店 ④都城市水道事業指定給水装置工事事業者

☆登録工事店届出に関する詳細は市ホームページをご確認ください

○補助金額 補助対象経費の10%（1,000円未満切捨て）上限10万円

○申請期限 令和5年1月31日（火）消印有効  
※リフォーム工事着工の1ヶ月前までに申請

○実績報告 工事終了後一ヶ月以内又は令和5年3月10日(金)までのいずれか早い時期に報告

○申請書類 次の配付場所で取得するか、市ホームページより様式をダウンロード《配付場所》  
市役所5階商工政策課・各総合支所・各地区市民センター

○提出先 ※新型コロナウイルス感染症感染予防のため、郵送での提出にご協力下さい  
都城市商工政策課（9:00～17:00・土日祝日除く）  
〒885-8555 都城市姫城町6-21

※不明な点は表面にある問い合わせ先までお尋ねください（8:30～17:15（平日のみ））